

廃止浄化槽の防火水槽への転用推進指針の制定について

平成7年6月12日

新警第155号

(目的)

第1条 この指針は、震災等により消火栓が使用不能になった場合における市街地火災等の消防水利を確保するため、廃止浄化槽を防火水槽に改造し、消防水利に指定することを目的とする。

(対象)

第2条 公共下水道の設置に伴い浄化槽(40m³以上)が不要となった浄化槽所有者(以下「関係者」という。)を対象とする。

(費用負担)

第3条 転用に伴う取水口の設置、洗浄等の必要経費は関係者が負担するものとする。

(改造基準)

第4条 廃止浄化槽は、内部を洗浄し、防火水槽として使用できるよう次の改造を行うものとする。ただし、局警防課長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 取水部分の水深が、0.5m以上とする。
- (2) 消防ポンプ自動車容易に部署できる位置に取水口を設けること。
- (3) 取水口はその一辺又は直径が0.6m以上のものを設けるか、又は、導水管を設置するものとする。
- (4) 浄化槽は各槽が上部で連結されているが、防火水槽の水量確保のため各槽の下部に連結口等を設けること。

(維持管理)

第5条 消防水利として指定された防火水槽は、関係者が管理するものとする。

(推進担当)

第6条 この指針に基づく防火水槽への転用推進は、地域防災課において、公共下水道の

敷設計画に添って、逐次、関係者に本主旨を説明のうえ協力依頼し、転用の承諾を得た場合は局警防課長に報告するものとする。